四

（一）　港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号若しくは第二号の規定による補助金
（二）　港湾法第四十三条第五号の規定による補助金
（三）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金
（四）　道路法第五十条第一項の規定による負担金
（五）　道路法第五十六条の規定による補助金
（六）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。）
（七）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第四号に規定する事業に係るもの（公営企業に係る事業に係るものを除く。）に限る。）
（八）　水産基盤整備事業費補助
（九）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（十）　水産資源環境整備事業費補助
（十一）　水産物供給基盤整備事業費補助
（十二）　農業・食品産業強化対策推進交付金（三の項（三十八）に掲げるものを除く。）
（十三）　農業・食品産業強化対策整備交付金（三の項（三十九）に掲げるものを除く。）
（十四）　農山漁村地域整備交付金（三の項（四十二）に掲げるものを除く。）
（十五）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（三の項（四十三）に掲げるものを除く。）
（十六）　社会資本整備総合交付金（三の項（五十三）に掲げるものを除く。）
（十七）　循環型社会形成推進交付金（三の項（五十八）に掲げるものを除く。）

○総務省令第五十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の十二の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

総務大臣　高市　早苗

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法） **第十四条の二**　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（附則第二条第二項第二号及び第三号並びに第二条の十七において「指定都市」という。）にあっては、令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあっては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。）並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。 ［一～四　略］ ［２　略］	（市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法） **第十四条の二**　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（附則第二条第二項第二号及び第三号並びに第二条の十七において「指定都市」という。）にあっては、令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあっては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。）並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。 ［一～四　略］ ［２　略］
附　則 （法第三十三条の五の十二の額の算定方法） **第二条の十七**　法第三十三条の五の十二に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 一　都道府県　イ、ハ及びニに掲げる額の合算額からロに掲げる額を控除した額 イ　徴収猶予額（地方税法附則第五十九条第一項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）附則第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による徴収の猶予をする額をいう。以下この条において同じ。）から特別法人事業税及び地方法人特別税に係る徴収猶予額を除いた額 ロ　(1)から(8)までに掲げる額の合算額 (1)　当該年度の利子割（地方税法第二十三条第一項第三号の二に掲げる利子割をいう。）の徴収猶予額の五分の三に相当する額	**附　則** ［２　同上］ ［新設］